

## ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会（第7回）

### 議事要旨

#### 1 日時

平成28年4月25日（月） 15：15～15：45

#### 2 場所

最高裁判所中会議室

#### 3 出席者

〔委員〕

石田法子，井上英夫（座長），大塚浩之，川出敏裕（敬称略）

〔ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会〕

中村慎総務局長（委員長）

〔庶務〕

清藤健一総務局第一課長，南宏幸総務局付，武富可南総務局付，小野健総務局付

#### 4 議題

調査報告書の完成・公表について

#### 5 議事（公開にて開催）

冒頭，調査委員会委員長より，別紙1のとおり，調査報告書の公表及び裁判官会議談話の発表について報告がされた。

その後，有識者委員会の各委員から，以下のとおり発言があった。なお，小西委員（欠席）から事前に寄せられたコメント（別紙2）が，各委員に配付された。

（石田委員）

最初に，今回の調査においては，長い時間の壁を乗り越え，誠心誠意努力されたことに敬意を表したい。この調査を通じて，ハンセン病に関する資料等を読み，患者や

関係者の皆様が周囲からの偏見や差別に加え、司法からも定型的な取扱いを受けていたことに、その被害の大きさを感ず、心が痛んだ。我々がなすべきことは、二度とこのようなことを起こさないようにするためには何が必要かを考えることである。今後、司法の中で、このような人権侵害や差別が再び起きた時にどうするのか、また、起きないようにするためにはどうするのかを考えるべきであり、そのためには本件が起きた理由を十分考えないとまた同じことが起きてしまうのではないかと思う。今回のようなことが起きてしまったのは、憲法と違う例外的な取扱いを行うことの意味やその結果について真剣に考えなかったところにあると思う。人権についてしっかり考え、意識にとどめておくべきである。今回、事務総局が、調査報告書の中で特別法廷の指定の判断・運用について反省、謝罪しているが、事務総局のみの責任ではない。それを阻止することができなかった弁護士や弁護士会にも大きな責任があるし、検察官や個々の裁判官、裁判所も同様である。患者の方々等に対して申し訳なく、反省すべき点がある。今後は弁護士会においてもきちんと検証をしていきたいと思う。

(大塚委員)

私の意見としては、調査報告書末尾の有識者委員会意見の中にすべて盛り込まれている。多くの資料が散逸している中、可能な限りの調査を実施した事務総局に敬意を表したい。調査報告書の中で、開廷場所の指定について、定型的な運用がなされ、裁判所法69条2項に違反するものであったとされているのは適切な判断だと思う。しかし、根幹の部分で、有識者委員会の意見が反映されなかったことは残念である。すなわち、有識者委員会の意見においては、憲法14条1項の平等原則に違反していたと指摘したが、報告書中にその点についての判断はなかった。また、有識者委員会の意見においては、公開原則との関係でも違憲の疑いがぬぐいきれないと指摘したが、調査報告書ではこの点についての直接的な判断は避けられている。この2点を残念に思う。検証を行ったこと自体には大きな意義があると思うが、上記の点は、その意義

を損ねるような結果になったのではないかと思う。最高裁判所には、過ちを繰り返さないためにも、有識者委員会の意見に記載されている提言をぜひ実行してほしい。加えて、社会全体にハンセン病への差別・偏見があった事実は、負の遺産として消し去ることはできない。司法のみならず、行政、立法、マスコミにも差別・偏見が存在していた。今回の調査が、強制隔離政策の過ちについて、国民全体が再認識する機会になればと思う。

(川出委員)

事務総局に対し、有識者委員会の意見を最大限取り入れていただいたことに感謝したい。私の意見は、調査報告書に盛り込んでいただいた。一研究者としての感想を述べると、そもそも特別法廷の指定それ自体が技術的な事項であり、刑訴法学ではこれまでほとんど取り上げられていなかった。ハンセン病問題に関する検証会議の報告書を受けて、初めてこの制度にまつわる問題を認識したが、この点についての研究もごく少数にとどまっていた。その意味で、裁判所が、本件について取り上げるのが遅きに失したとの指摘については、一方で自分もそんなことが言える立場なのかと思った。また、調査やヒアリングを通じて、自分の無知を痛感し、恥ずかしく思う点があった。調査報告書と有識者委員会の意見とで意見が異なる点もあり、この点については私自身もまだ十分詰め切れていないところがあるが、今後も検討も続け、それを若い人に伝えるべく、大学教育の場でも取り上げていきたいと考える。

(井上座長)

これまで、法曹界、研究者などにこの問題に対する認識が浅かったことは否定できず、反省しなければいけないと感じている。人権教育についても、有識者委員会の提言に盛り込んでいる。裁判所には、再発防止のためにも大きく一步を踏み出してほしい。最高裁判所裁判官会議での談話でも受け止めてもらっている。座長を務めて、有識者委員会の委員の全員一致で意見をまとめられたのが何よりだった。

まだまだハンセン病の議論は尽くされていない。もっと議論をしていく必要がある。昭和35年が区切りかどうかという問題も、医学会等も含めてどうだったのかなど議論をしていかないといけない。

憲法14条違反について、調査報告書は、直接憲法違反とは言っていないが、合理性を欠く差別的な取扱いであったことが強く疑われると書かれており、踏み込んだ言及がされたと私は受け止めている。憲法82条と憲法14条の関係については、資料等の実証的検証のみならず、理論面についても、議論をしなければならない。

今回の検証は、第一歩と受け止めている。さらに研究を続けていきたい。厚労省のハンセン病問題に関する検証会議の際の検証も十分でなかったと感じられるし、今回の特別法廷に関する検証でも、踏み込んだがなお足りないと感じている。時間の壁がつくづく感じられる。

最高裁判所の裁判官会議で談話が出されたことは、有識者委員会の意見を正面から受け止めてもらったと思う。

(別紙1)

本日午後2時に「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」を公表いたしました。そして、公表に当たって、裁判官会議の談話が発表されています。その内容は本日席上配布させていただいたところです。

平成27年9月から本年3月まで、合計6回の有識者委員会を開催し、調査委員会の調査の内容、開廷場所指定に関する事実認定や適法性・相当性の評価の考え方について、様々な観点から、多岐にわたる貴重かつ有益なご意見をいただきました。委員の皆様には深く感謝申し上げます。

6回にわたる有識者委員会では、突っ込んだ議論がされ、ときに厳しいご意見をいただくこともありました。私といたしましては、有識者委員会と議論を尽くした結果が、本報告書に結実したものと考えております。議論を尽くしたとはいえ、調査委員会の検討と有識者委員会の意見が一致しなかった部分がありました。意見が一致しなかった重要な論点についての見解や将来に向けての提言等については、「有識者委員会意見」として、本報告書の末尾に別紙として添付いたしました。

「有識者委員会意見」においては、「将来へ向けての提言」として、最高裁判所が、人権の砦として、裁判所職員の人権意識の向上を常に図るべきこと、今後の開廷場所指定の運用や裁判所職員に対する人権研修の在り方等について、具体的かつ有益な提言をいただいております。

今後は、このような過ちと深い反省を忘れることなく今後の教訓とし、人権に対する鋭敏な意識を持って、先例にとらわれない法令順守が堅持された事務処理を行い、このようなことを二度と起こさないよう、提言をも踏まえ、誤った運用が二度と行われないうよう、具体的な方策を着実に実行していく必要があると考えております。

最後になりましたが、改めて委員の皆様には深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

(別紙2)

今回の調査に関わって、改めて、ハンセン病患者に対する強制隔離政策がいかに不合理で差別政策そのものであったかということの認識を深めるとともに、ハンセン病患者の方々の現在に至るまでの御労苦に対して、法曹として、また元裁判所職員であった者として、我々の先輩が犯した過ちに対して、痛切に反省をし、二度とこういうことがあってはならないとの認識を新たにしています。

今回の最高裁の調査報告書に対する意見は、調査報告書に添付してある有識者委員会意見のとおりです。

すなわち、今回の調査が、真しかつ誠実なものであったと認められること、最高裁として、ハンセン病を理由とする開廷場所の指定が合理的理由を欠く差別的な取扱いであったことを率直に認め、反省と謝罪の態度を表明していることは、高く評価できると思います。

他方、公開の原則との関係では、掲示等によって形式的には公開されていたといえたとしても、それは最低限度の公開といえるに過ぎないと考えられることも意見書のとおりです。この点について補足しますと、憲法で裁判の公開が認められている趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとすることにありと解されています。そういう点からすれば、最高裁が開廷場所の指定に当たって、公開原則を意識して掲示等によって傍聴を許していたといえることは否定できないと思われませんが、ハンセン病に関しては、そのような形式的な公開は最低限度の公開といえるに過ぎないのではないかと考えます。すなわち、厳しく隔離された施設や刑務支所における審理を一般国民が傍聴することは、実質的に、あるいは心情的に不可能だったと考えられ、そうだとすると、憲法上の公開の原則違反という疑いはぬぐいきれないといわざるを得ないと思います。調査委員会の報告書は、一般国民が傍聴可能な場所であれば、憲法の公開の要請を満たしているといっ

ていますが、ハンセン病施設や刑務支所のそういった状況に対する認識がやや不十分ではないかと思えます。

繰り返しになりますが、改めてハンセン病患者に対する差別と偏見の歴史を考えますと、我々国民としては、そしてとりわけ、人権意識に鋭敏であるべき法曹としては、真剣にかつ率直に過去の歴史に向き合い、二度とこういう事態を繰り返してはならないということを肝に銘じるべきであり、最高裁としても、人権の砦として、そのための研修や啓発活動をいっそう充実していただきたいと思えます。